

平成13年度及び平成15年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(企画総務局)

- 1 監査意見公表年月日
平成14年2月1日(広島市監査公表第1号)
平成16年2月9日(広島市監査公表第4号)
- 2 包括外部監査人
中間 信一(平成13年度)
笠原 壽太郎(平成15年度)
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成25年3月21日(広調分第10001号)
- 4 監査のテーマ
出資法人における補助事業及び委託事業の実施状況(平成13年度)
出資団体に係る出納その他の事務の執行状況(平成15年度)
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 出資法人の管理運営組織について(平成13年度)	
(2) 出資団体の役員について(平成15年度) (所管課:企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課, 企画総務局人事部人事課)	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
<p>(1) 出資法人の管理運営組織について(平成13年度)</p> <p>平成13年3月末現在, 広島市が50%以上出資する法人は, 特殊法人2団体, 株式会社3社, 財団法人16団体, 社会福祉法人2団体の合計23法人である。</p> <p>法の趣旨に則り, 広島市が各出資法人を管理監督することは重要であるが, 昨今の社会経済環境の急激な変化の中で出資法人に行政サービスを代行させる本来の趣旨, すなわち, 経済性を重んじ効率的な運営を確保し, 有能な人材を確保するという利点を改めて見直すべき状況にあると判断される。</p> <p>今後は, 特殊法人・株式会社・社会福祉法人組織はともかく, 財団法人組織の出資法人にあっては, より市民のニーズに合った行政サービスが適時に弾力的に提供できる体制を取ることが望まれることから, 業務執行の最高責任者である理事長が非常勤の場合は常勤とし, 経営管理の資質に富んだ人材を民間も含めて広く積極的に採用すべき時期が来ているように思料する。</p> <p>また, 財団運営の活性化を図る観点から, 理事会及び評議員会の開催回数を増やす等の見直しを行うべき状況にあると思料する。</p>	<p>理事会及び評議会がより有効に機能するための取組については, 第一義的には各法人の自主的な検討により実施されるべきものと考えているが, 本市では, 公益的法人等のより一層の効果的, 効率的な執行体制の整備に向けて, 法人の役員である理事や取締役等に広く民間から有用な人材を登用するため, 平成18年1月に原則として本市職員の役員就任を役員総数の半数以下とする基本方針を定め, 公益的法人等に指導調整を行ってきた。</p> <p>また, 各法人においても, 平成20年12月から施行された新公益法人制度において, 理事会及び評議員会が法定機関となり, その権限や義務が法律で明記されたことから, この対応を通じて, 理事会及び評議員会の機能強化を図っている。</p> <p>このような取組により, 法人の役員については, 民間も含め広く有用な人材を登用するよう努めてきているところであるが, 本市としては, 引き続き, 役員及び評議員の選任等に係る各法人からの事前協議の際の指導調整</p>
<p>(2) 出資団体の役員について(平成15年度)</p> <p>アンケート調査の結果, 取締役, 理事について以下のことが言える。</p> <p>非常勤職員の占める割合が多い。</p>	

監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
<p>役員会の開催頻度が年間平均2回程度と少ない。</p> <p>ある出資団体の常勤役員から別の常勤役員になっている事例が10件程度見受けられる。</p> <p>上記より、出資団体の業務の執行機関として、団体運営上重要な役割を担っている役員（役員会）は有効に機能しているとは言えず、このため、常勤役員の兼任を減らしたり、非常勤であってもより積極的に団体の運営に参画することのできる人材に就任を求めるなどの方法により、役員（役員会）を有効に機能させることが必要と考える。</p> <p>役員（役員会）が有効に機能することにより、出資団体が本当に必要な団体として存続していくことが可能になると考える。</p>	<p>を通じ、理事会及び評議員会をより有効に機能させ、法人運営の一層の活性化を進めていく。</p>

平成 2 0 年度 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(下 水 道 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 1 年 2 月 5 日 (広島市監査公表第 1 号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 5 年 3 月 2 2 日 (広下計第 1 0 0 6 2 号)
- 4 監査のテーマ
広島市の施設管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

下水道施設 下水処理施設の概要と近年の投資の妥当性 先進自治体との比較 - 各処理場のネットワーク化 (所管課：下水道局計画調整課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>広島市では、平成 1 1 年度の集中豪雨により、がけ崩れや土石流が同時に発生し人命や財産が失われた。また、平成 1 2 年度には芸予地震により住宅の損壊などの被害が発生した。</p> <p>どの都市でも同様であるが、広島市も災害に無縁ではない。</p> <p>大きな災害が起こると、各処理場で処理能力を超えたり、また、処理場の施設が被害を受け下水を処理できなくなる可能性がある。このような事態に対処する方策としては、各処理場を管きよで結び、各処理場の処理能力を補う方式が有効と考えられており、阪神・淡路大震災を経験した神戸市では、処理場間のネットワーク化事業を行っている。ネットワーク化事業は、災害対策のほか、処理能力の不足を補うためにも有効と考えられており、横浜市では、下水の高度処理（窒素やリン等を除去する処理）を行うための処理場増設用地不足の解決策として、各処理場のネットワークを利用した最小限の施設整備を行う計画に取り組んでいる。（日本下水道新聞平成 2 0 年 5 月 1 4 日より引用）</p> <p>広島市においても、まず処理区域の整備が課題であることは理解するものの、広島市下水道ビジョンに記載のネットワーク化について、より具体化した内容の検討を行うことが望まれる。</p>	<p>本市では、平成 2 0 年度から平成 2 4 年度にかけて、構造物を耐震補強するための基礎データを得るため、西部水資源再生センターなど 4 か所の水資源再生センターの土木、建築構造物に関する耐震性能について、順次、診断を実施した結果、いずれの水資源再生センターも十分な耐震性能を有しておらず、耐震化には巨額の事業費を要することが明らかになった。</p> <p>また、平成 2 3 年度には、地震時に被災した水資源再生センターの処理能力を補うことを主な目的とした各水資源再生センターのネットワーク化（以下「ネットワーク化」という。）について検討した結果、ネットワーク化には河川横断を伴う大規模なトンネルの設置や、下水を汲み上げるためのポンプ施設の整備に巨額の事業費を要するとともに、その後の維持管理にも多額の費用を要することが明らかになった。</p> <p>ネットワーク化は、各水資源再生センターの耐震化が前提となるが、現在進めている浸水対策などの事業を継続していくことに加え、今後は管路などの老朽化対策に要する事業費が大幅に増加することを考慮すると、各水資源再生センターの耐震化と併せてネットワーク化を実施することは困難である。</p> <p>なお、平成 2 3 年 3 月に発生した東日本大震災では、福島県、宮城県などの沿岸部のほとんどの下水処理場が、津波による浸水により機能停止したが、下水道事業を継続するため、下水処理場の本復旧が完了するまでの期間、仮設の沈殿池などを設置して下水の汚濁物を沈殿除去し、消毒して放流するなど、最低限の処理が実施できるような対策を行っている。</p>

監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
	<p>以上のことから、本市の水資源再生センターの地震対策としては、東日本大震災の事例も踏まえ、職員が常駐する建築構造物を順次耐震化する「防災対策」と水資源再生センターが被災した場合でも機能が維持できるよう、事前に被災を想定し、被害の軽減を図るための応急復旧対策を策定する「減災対策」を組み合わせた総合的な地震対策を継続的に推進し、災害に強い下水道を構築していくこととした。</p> <p>このことについては、平成24年12月に改定した「ひろしま下水道ビジョン」(目標年次：平成32年度)においても、その方針を明記した。</p>

平成 2 2 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(西 区 役 所)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 3 年 2 月 7 日 (広島市監査公表第 7 号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 5 年 3 月 1 3 日 (広西起第 1 0 0 6 3 号)
- 4 監査のテーマ
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

未利用地について 田方一丁目ちびっこ広場敷地 (所管課 : 西区役所市民部地域起こし推進課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>平成 1 4 年 7 月に用途廃止され現在も利用計画もなく未利用となっているにもかかわらず、長期間にわたり行政財産のままとなっている。行政財産の用途廃止を行い、普通財産とする必要がある。</p> <p>進入路が里道のみ土地であるため、売却の可能性は低いと考えられる。市有地の有効利用という観点から、現在普通財産にして隣接マンションの管理組合と無償貸与を協議中とのことであるが、併せて隣接マンション所有者等への売却も検討すべきである。</p>	<p>平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日に行政財産から普通財産に用途変更を行った。</p> <p>隣接マンションの管理組合への無償貸与又は売却について、財政局管財課と協議した結果、無償貸与の相手方は公共的団体等である町内会等の地域団体が望ましいこと、「隣接者に随意契約により売り払う場合の取扱いについて (方針)」により、随意契約により売り払う土地の面積は 1 0 0 m²以下であるところ、当該地は 1 4 6 . 9 3 m²であることから、公募により売却することとし、購入希望の有無を確認するため、「今後売出しを検討している物件」として、平成 2 4 年 8 月 1 日から本市ホームページに掲載している。</p>

平成 2 2 年度 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(消 防 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 3 年 2 月 7 日 (広島市監査公表第 7 号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 5 年 3 月 1 5 日 (広消施第 1 0 0 1 4 号)
- 4 監査のテーマ
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

未利用地について (所管課：消防局施設課)					
監 査 の 意 見					対 応 の 内 容
No	財産名称	財産区分	所在地	地目	公簿面積 (㎡)
	佐伯消防署美鈴が丘出張所予定地	行政	佐伯区美鈴が丘南三丁目1番2号	宅地	1,000.56
	佐伯消防署藤の木出張所予定地	行政	佐伯区藤の木四丁目53番1号	宅地	358.73
	佐伯消防署五月が丘出張所予定地	行政	佐伯区五月が丘五丁目6番3号	宅地	444.74
	安佐北消防署久地出張所予定地	行政	安佐北区安佐町くすの木台4番1	宅地	1,245.16
<p>から について</p> <p>消防出張所を設置する必要性が数年前からなくなっているにもかかわらず、行政財産のままとなっている。消防局は、今後、現在の使用承認の状況を考慮し、庁内での利用調整を優先し、公共での利用が見込めない場合には売却等を行う方針である。</p> <p>いずれの土地も宅地開発により開発業者から寄附を受けた土地であり、地域住民の理解を得るために公的な目的で利用することが望ましい事情があることは理解できるが、駐車場や老人運動広場がその地域に必要であれば、使用承認という形ではなく、もっと早い段階で、庁内での利用調整を行い、所管を移してこれらの土地に対して公共での利用のために必要な整備を行うべきであったと思われる。</p> <p>寄附を受けてから相当の期間が経過しており、財産価値に見合った土地の有効活用という面からは、土地を売却して広島市の収入とし、その財源を他の公共目的への活用を図ることが市民全体の利益につながる最も有効な活用方法であると考えます。</p> <p>利用調整を行う場合に現状の使用状況を優先するのではなく、全庁的な観点から検討しその地域に真に公共目的として施設等を整備する必要がないと判断すれば、消防用の用地を確定させた上で、行政財産としての用途を廃止し、売却を図ることが適当である。</p>					
<p>(1) について</p> <p>当該予定地の一部には、旧五日市町時代の昭和 5 7 年 3 月に消防団車庫が建設されており、昭和 6 0 年 3 月の旧五日市町との合併に伴い消防団車庫とともに承継し、消防出張所予定地として現在に至っている。</p> <p>そのため、当該予定地のうち、既設の消防団車庫として必要な面積を確定させ、平成 2 4 年 1 0 月 2 5 日付けで消防団車庫用地に用途変更を行った。</p> <p>残地については、市民局生涯学習課から利用希望があったため、同日付けで美鈴が丘公民館用地として教育委員会へ所管換えを行った。</p>					
<p>(2) について</p> <p>当該予定地の一部には、旧五日市町時代の昭和 5 4 年 1 月に消防団車庫が建設されており、昭和 6 0 年 3 月の旧五日市町との合併に伴い消防団車庫とともに承継し、消防出張所予定地として現在に至っている。</p> <p>そのため、当該予定地のうち、既設の消防団車庫として必要な面積を確定させ、平成 2 4 年 1 0 月 2 5 日付けで消防団車庫用地に用途変更を行った。</p> <p>残地については、こども未来局保育企画課から利用希望があったため、同日付けで五月が丘保育園用地としてこども未来局保育企画課へ所属替えを行った。</p>					
<p>(3) 及び について</p> <p>消防局内及び庁内とも利用希望がなかったため、現在、当該土地の取扱いについて検討中である。</p>					

平成22年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(教 育 委 員 会)

- 1 監査意見公表年月日
平成23年2月7日(広島市監査公表第7号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成25年2月21日(広市教学教第10049号)
- 4 監査のテーマ
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

未利用地について 元中野教職員住宅敷地について(所管課：教育委員会事務局学校教育部教職員課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>本件市有地への接続道は、幅2mから3mまでの里道しかなく、建築基準法上の道路ではないことから、現況のままでは、宅地として売却することは困難な状況となっている。</p> <p>また、一部隣接地との未確定の境界確認が、今後、合意に達するかは予測困難であるが、教育委員会教職員課においては、今後の利用計画はないとのことであり、地方自治法第238条の2第3項により所管換えし、売却を検討する必要がある。</p>	<p>本件市有地は、隣接地の所有者又はその相続人が特定できないため、一部境界が確定しておらず、所管換えできない状況にあるが、市として今後の利用計画がないことから、売却を行うこととした。</p> <p>なお、このような状況を踏まえ、売却の可能性を探るため、当該課題を明示した上で、広島市ホームページに「今後売出しを検討している物件」として、平成24年8月1日から掲載している。</p>